

(記載例) ※各社の表現に合わせていただくことは可能ですが以下の内容について原則全て反映させていただきます。

蓄電池システム(以下「助成対象機器等」という。)は、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)より「自家消費プラン」の助成金を受けています。助成対象機器等を所有するにあたり、助成金の交付に伴う義務も引継がれます。以下のとおり助成対象機器等の管理を行い、⑤～⑥、⑧に該当する場合には、公社へ届出を行ってください。

- ① 譲受者(以下「買主」という。)は、助成対象機器等を設置する住宅における電力データ及び属性データの無償での提供、並びに太陽光発電による電気の自家消費に相当する環境価値の無償での譲渡について、これに同意すること。
- ② 公社の指定する者が助成対象機器等の稼働状況の現地調査等を行う場合は、買主は、当該現地調査等に協力すること。
- ③ 集合住宅に助成対象機器等を設置した場合は、買主は、継続的に効率的な電力消費量の削減及び電力需要ピーク時の電力使用の抑制に努めること。
- ④ 買主は、助成対象機器等について、助成対象機器等の設置の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数が経過するまでの期間(以下「法定耐用年数の期間」という。蓄電池システム:6年)において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、買主は、助成対象機器等に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとらなければならない。
- ⑤ 法定耐用年数の期間に、買主の氏名、住所等の変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から速やかに、買主は、助成事業者情報の変更届出書(第11号様式)を公社に提出しなければならない。
- ⑥ 法定耐用年数の期間に、助成対象機器等の譲渡等により当該対象機器等の所有者が変更した場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、買主及び当該変更後の所有者は、助成対象機器等所有者変更届(第15号様式)を公社に提出しなければならない。この場合において、買主における助成金の交付に伴う義務は、全て当該変更後の所有者に移転するものとする。
- ⑦ 買主は、公社の承認を受けないで、助成対象機器等の処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)をしてはならない。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。
- ⑧ 買主は、助成対象機器等の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書(第16号様式)を、公社に提出するものとする。
- ⑨ 公社は、助成対象機器等の処分の承認申請を受けたときは、速やかに当該申請の承認をし、又は承認をしないことを決定し、決定の内容を前項の申請をした者に通知するものとする。
- ⑩ 買主は、前文の承認を受けて助成対象機器等の処分をし、収入がある場合は、当該処分をすることにより得た収入の金額が助成を受けた金額以上のときは当該助成を受けた金額を、その収入が助成を受けた金額を下回るときは、当該収入の金額を公社に納付しなければならない。